

令和7年9月始良市農業委員会総会 口述書（議長用）

1. 開催日時：令和7年9月30日(火) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子	13番	牧野田 隆平
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内齋 達也
7番	猶木 悟	18番	宮原 千年
8番	市蘭 由美子	19番	夏田 恒
9番	大重 孝司		
10番	小長野 誠		

【農地利用最適化推進委員】

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一	11番	扇蘭 弘行
5番	池端 隆志	12番	柚木 利雄
6番	堂前 澄男		

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 非農地証明願について
06. 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
07. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
08. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
09. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査
振興係主任主査

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	<p>ただいまから、令和7年9月、姶良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席農業委員は、18名中18名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。</p>
	———— 会務報告 ———
議長	まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	次に、日程第1、姶良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員8番、農業委員9番に、お願いいたします。
	———— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	<p>次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、振興係主任主査を、指名いたします。</p> <p>これから議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。</p> <p>なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。</p>

—— 日程第3 議案第1号 ——

議長	<p>次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から6番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1ページから2ページです。今月の申請件数につきましては、6件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして、事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、まず、1番について説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、上名で、田が1筆、面積が823m²で、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、推進委員6番です。調査報告いたします。令和7年9月16日、譲受人宅を訪問し、申請人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人と譲渡人は同じ苗字ですが、姪とおじの関係で、譲渡人がもう農業をできないということで、おじに所有権を移転したいという相談がありました。農作業用機械は、田植機、コンバイン、軽トラック等を所有し、乾燥機については、委託することでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き2番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町木田で、畠が1筆、面積が138m²で、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>

議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員2番です。調査報告いたします。令和7年9月13日、譲受人の代理人行政書士立ち合いのもと、申請地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、現在鹿児島市に在住で、加治木町に自己住宅を購入予定で、申請地はその隣接地であり、転居後に、野菜を栽培することです。労働力は、1人で、農業用機械は、今後揃えるとのことです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、永瀬で、畠が1筆で面積が783m ² 、田が1筆で面積が1,852m ² 、合計2筆の面積が2,635m ² で、売買による所有権移転です。 以上で、3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員7番です。調査報告いたします。令和7年9月15日、譲受人と現地を確認し、申請地を調査いたしました。労働力は、2人で、農作業用機械は、トラクター、田植機、軽トラック等揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き4番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田で、畠が10筆、合計面積が11,094m ² で、売買による所有権移転です。 以上で、4番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員	<p>はい、農業委員3番です。調査報告いたします。令和7年9月18日、代理人の行政書士立ち合いのもと、現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、1人ですが、従業員の中に農業経験者もいるので、ローテーションで作業をしていくとのことでした。農業用機械は、トラクター、耕耘機、草払機等があるとのことです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き5番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、他1名、申請地は、平松で、畠が1筆で、面積が1, 171m²の内439m²で、贈与による所有権移転です。</p> <p>参考資料 5ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、譲受人と譲渡人の共有名義であり、5筆に分筆し、それぞれの土地を単独名義にし、持分に応じて分けるという形です。左上側の5番の申請地と、左下側の議案第2号の2の申請地を譲受人の〇〇が取得し、右側の6番の申請地を譲渡人〇〇が取得する申請となっております。</p> <p>なお、残りの2筆0. 14m²と7. 63m²は、市道敷なので市に寄付することとなっております。</p> <p>以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい、推進委員5番です。調査報告いたします。令和7年9月18日、行政書士立ち合いのもと、現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、姉〇〇と共同名義の土地を分筆して、5条申請の土地と申請地に分筆したものです。農業用機械については、草払機、鍬、リースの管理機を使用し、野菜を栽培することです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、引き続き6番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、他1名、申請地は、平松で、畑が1筆、面積が1, 171m²の内389m²で、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、推進委員5番です。調査報告いたします。令和7年9月18日、行政書士立ち合いのもと、現地で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、弟〇〇と共同名義の土地を分筆して、約3分の1を自分名義にしたものです。農業用機械については、草払機、鍬、管理機を実家の方から借りてあるとのことです。なお、伊佐市大口から通って、野菜を栽培することです。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、質疑のある委員は、举手をお願いします。</p>
委員	<p>農業委員14番です。</p> <p>4番について、経営面積0からいきなり1haを超える面積を購入されますが、何を作付けされるのですか。</p>
事務局	<p>営農計画書によりますと、ジャガイモ、ネギとなっております。また、お茶畠もありますので、引き続きお茶の栽培も行うということです。</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、举手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>

議長	賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から6番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。
―― 日程第4 議案第2号 ――	
議長	<p>次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、3ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借入人）は、〇〇、譲渡人（貸入人）は、〇〇、土地の所在は、西餅田、畠が1筆で、面積が738m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、共同住宅を建築したいとのことです。</p> <p>この申請は、隣接地1767の宅地の一部71.71m²と一体利用で、全事業面積は809.71m²となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員15番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約190mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と畠、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、平松、畠が1筆で、面積が1, 171 m²のうち326 m²です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、現在借家住まいで手狭なため、一般住宅を建築したいとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員15番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約80mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畠（3条申請地）、西が宅地、南が市道、北が畠（3条申請地）です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>〔賛成多数〕</p>
議長	<p>賛成多数により、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p>

―― 日程第5 議案第3号 ――

議長	<p>次に、日程第5、議案第3号、非農地証明願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。</p> <p>まず、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号、非農地証明願についてご説明いたします。総会資料は、4ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>申請人は、○○、申請地は、加治木町日木山の畠が1筆、面積は306m²です。農地区分は第3種農地で、現況は宅地です。昭和51年4月に住宅を建築し、宅地として現在に至っているところで、非農地証明願が提出されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員11番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、推進委員11番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、○○から南東に約460mの位置にあります。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が里道、北が雑種地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となり20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>申請人は、○○、申請地は、上名の畠が1筆、面積は472m²です。農地区分は第2種農地で、現況は宅地です。平成15年頃に叔父により工場が建築されて以降、宅地として現在に至っているところで、非農地証明願が提出されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委 員	はい、農業委員16番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北東に約1,600mの位置にあります。周囲の現況は、東が山林、西が宅地と雑種地、南が宅地と山林、北が里道と宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	それでは、議案第3号、非農地証明願についての、1番と2番について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、非農地証明願についての、1番と2番については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、非農地証明願についての、1番と2番については、原案のとおり、承認することに、決定しました。
———— 日程第6 議案第4号 ———	
議 長	それでは、日程第6、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 1番から29番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画についてご説明します。総会資料の5ページをご覧ください。 契約の始期は、令和7年11月1日を予定しております。新規29筆、合計28,529m ² です。契約年数につきましては、3年間が1件、5年間が6件、10年間が12件となっております。契約の詳細につきましては 6ページから7ページに記載しておりますのでご確認ください。

事務局	<p>なお、農政課への「地域計画」にかかる意見照会につきましては、貸借予定地29筆中24筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。</p> <p>また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。</p> <p>議事参与については、今月は該当がありませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から29番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	「質疑・意見なし」
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から29番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から29番については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>
	———— 日程第7 ———
議長	<p>次に、日程第7、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。</p> <p>別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和7年9月12日、同日付で公告となっております。貸付開始日は令和7年10月1日、新規17筆、31, 314m²となっております。</p>

	<p>概要については、2ページ、各筆の明細については、3ページから4ページをご確認ください。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
———— 日程第8 ———	
議長	次に、日程第8、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、農用地利用 集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。今月は、6件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、11月1日からの農地バンク契約への移行や、労力不足、売買予定等の理由により解約の申し出が出ております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
———— 日程第9 ———	
議長	次に、日程第12、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	<p>「農業委員1番より」</p> <p>○農業新聞の購読推進について</p>
議長	事務局からは、何かありませんか。

事務局	「事務局から」 ○視察研修について ○農地利用最適化交付金について ○遊休農地解消に向けた草刈り作業等に対する支援策について
議長	それでは、以上をもちまして、令和7年9月、姶良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____